

様式第2号(第5条関係)

2021年12月2日

鳩山町太陽光発電施設説明会等実施報告書

鳩山町長様

報告者 住所 東京都中央区京橋二丁目12番2号

氏名 株式会社 ウィンフィールドジャパン

代表取締役 勝田 健一

(電話番号 越谷支店 048-940-885

鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 発電施設の名称	s h -1 a 発電所
2 設置場所	鳩山町大字泉井字原 1247-1、1245、1246-1
3 実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 実施日時	令和3年11月28日(日) 15時～16時30分
5 実施場所	泉井集落センター
6 説明者	事業者 住所 東京都中央区京橋二丁目12番2号 氏名 株式会社 ウィンフィールドジャパン 電話 事業者 住所 氏名 電話
7 説明会参加者	説明対象者(泉井地区) 参加者人数(18名)
8 協議相手方名	泉井地区住民
9 要望・意見等の内容 及びその対応等	別紙のとおり

添付書類

説明概要、説明会等において配付又は使用した資料、隣接住民等からの意見とその対応策についてまとめた書類等を添付してください

(別紙)

○【泉井地区住民】出席者の意見等及び応答概要

	意見	応答概要
1	地権者との連携はきちんと出来ているのか。 今、説明している程度のことを地権者にお話してあるわけですか。	地権者は3名おりまして、我々の方から進捗状況等含めて、相談・報告しながら、期間も含めて一緒に進めております。
2	協定を締結しても、果たして実際にそれが運行できるのかどうか、ということが問題になるだろうと予想されますので質問している訳です。	そこはご安心いただければと思います。 それでも造成を行うわけなので、工事内容についてもしっかりと行政審査をしてもらって進めます。 しっかりと協定書を、自治会、隣接の方は個別に要望を伺って反映させることとします。
3	南側の二軒についてだが、調整池の場所が南側ならわかるが、北側というのが理解しがたい。	造成勾配は南東に向けており、排水勾配を西から東へ向けて設定しています。 加えて雨水流出防護擁壁を設けています。
4	南側の住民だが、50年前の崩れたときの怖い思いをした。 自宅のそばまで崩れた土砂が来て字の方たちが手伝ってくれて取ってくれた。 U字溝も敷設してあるが、台風時には滝のようにあふれてくるので怖い。 図面をみて、水は調整池に行くと聞いても信じられない。	現在の山は頂点から谷（住宅側）に向けて集まっていますが、今後、造成した箇所は調整池へ集まるので残置森林部分しか集まらないことになります。 よって流れ出る水は少なくなります。
5	本当にそのようになるのか	町が作った土留めも古くなっているだろうからふとん簀で補強をするとした計画です。 また現地を確認して必要な対策について協定を結びます。
6	調整池が空だとして、そこから溜まった水があふれるまでの総雨量、ふとん簀が目詰まりした場合はどうするか、あとで区長に回答ください。	別紙回答のとおり
7	他にも、隣接のため池については、町に言って再利用できるというような提案をしました。設計には、ため池へ事業地の溜まった水を、常時水が引けるような開発をしてほしいというお願いをさせていただきました。 その中で先程、■さんたちと協定を結んだり、個々の訴えを聞きましたけれども、南側に2軒の民家がある。事故がないような工事をするというご説明ですが、こんな折ですから、ゲリラ豪雨、どこまでいっても100年に一遍なのか、200年に一遍なの	ご理解いただきありがとうございます。 安全な工事を行います。

	かという話になりますから、そういう時 の為に、地元に誠意を尽くす観点から、約 束をするという風な話ではありました。今 日この話を聞いて、是非そこにお住いの方 に二点程貼り付けてありましたけれども、 そこには心配の尽きぬことがありますか ら、安全な工事はもちろん必要なことでは ないかと思いますけれども、有事の際には 不測の事態ということが先程も言ったと思 いますが、ぜひ不通な約束事、誓約書だか 契約書だか分かりませんけども、町の意見 等々、町の法の梁を下に、常にご配慮をい ただきながら、有事に対する保証、こちら については約束をしていただければと思 います。私、この近郊の区長をしておりま す。 と申します。ぜひ一つお願ひいたします。	
8	パネルの寿命はどのくらいか	基本的なメーカー保証は20年です。しかしメンテナンスでも状態はかわります。
9	また20年後に取り換えるのか	国の方針は決まっていないが、20年後に撤去してリサイクルするのか、続けるのかはまだ決定でないです。
10	その後意見なし	

(別紙)

○【地区外】出席者の意見等及び応答概要

	意見	応答概要
1	ふとん簾という方法、盛土をする時の段々にするとは何に有効なのか、それから調整池は浸透するタイプではなくて、溜めておくタイプということですが、お願ひいたします。	ふとん簾を設置する箇所は造成を行いませんので、既存の斜面のところに設置すると、ここから崩れようとする物に対して、ここで止めますので崩れにくくなることと、雨水もふとん簾の中が石なので抜けられます。そういう構造になっています。
2	この場合は、何本くらい切って、造成森林とあるが、何本くらい植えるのか、それを詳しく教えていただきたい。	1000 本から切ることになります。造成森林としては 883 本の植樹を行う計画になっています。
3	要はやはり木が保水の役割を成して地滑りがないような形になっているわけですけども・・・	一概に保水能力と木の本数とは一致しません。我々の所にくる、環境反対の方のご意見を、誠意を持って聞くようしているが、木を切ると二酸化炭素を吸収しなくなるといわれる。でも木は、夜、自分の二酸化炭素を出しているんです。毎日アマゾンの上流で、東京ドーム 10 個分のような伐採をすれば地球環境にもろに影響を与えるのは、これは否定しません。ただ林野庁が木を売るために植林して作った木。手が入っていて、枝払いをして、きっちと根っこが付いて、保水できるような状態になっている所は土砂崩れがないんです。林野庁の鶯の人たち、山を守る山守さんたちが入れるということは、河川に水が流れるルートがあって、河川の横に全部擁壁の石、先程言ったふとん簾がきちんと入っていて、水の流れが出来ているから山が維持出来るんです。手が入っていない山は崩れます。
4	今回はこの土地に何本の木を切って、何本の木を植えるのか聞いています。 答えてください。	1,000 本は超えると思うのですが、それくらい伐採します。 造成森林として 883 本の植樹を行います。またそれとは別に、緑地という形で草とかの種子の吹き付けを行います。
5	伐採しても保水力は落ちないということでしたけれども、それはこの場所でもそう言える何か証があるのでしょうか	林地開発の防災に則った審査基準の申請をしなくてはいけないのですが、この水準が 25% 森林を残しなさいよというルールなんです。これはどなたに聞いていただいても、国の法律です。これに対して、今回は地形的なものもありますが、50%弱残すということです。それが根本的な理由です。だから絶対とか言うつもりはないです。ただ国で出されている基準の 25% の面積の森林率、これが人造であろうと、残置森林であろうと、これに対して 50%弱残しますということが根本的な根拠になっています。こういう言い方しかできないです。申し訳ないです。

6	<p>50%残すのは分かったのですが、今の保水力が落ちないという証拠はどこにあるのかということをお聞きしたいんですけども。</p>	<p>地質だとか条件によって違いはあると思います。ただ国がそれを基に審査するわけです。この残地の中で保水力なども含めて、大丈夫なんだろうか。これは全部審査基準なので。それが今お話しした通り、25%に対して38.95%残すということが根本的な保水として審査を受けるということなんです。国の法律なので、内容のことはだからどういう根拠かと言われても、そうとしか我々はお答えできません。法律で定められていて、なぜ基準になっているのかといえば、それを林野庁と治山課の方で判断する数字なので。それを信用してやらないと性善説として捉えていただければ。それを基に審査を受けるわけですから、ダメならダメという審査の結果が来るでしょうね。充分にそれが確保出来ているという数字の出し方で、我々設計するので。だから根拠はと言われても、それはお答え出来ないです。</p>
7	<p>地元の説明会として今日がある。その内容として班長会議にかけている。 今回の説明については■さんから事前に組合長や前区長と話をきいて、排水の流れについても意見を言って要望を聞いてもらって、ため池へも水を溜められる計画としてももらった。</p> <p>■さんの説明を聞く限り今までより南側に流れる水は減るだろうと、工事がちゃんとできれば。私から見てもそのように思う。ぜひ事業主さんには協定を守ってもらって安全な工事をおこなってもらう。 皆さんの意見がなければ区長としては説明終了でいいのではないかと思うが地元の皆さんいかがですか。</p>	<p>ご理解いただきありがとうございます。</p>
8	<p>その後意見なし</p>	

s h -1 a 太陽光発電所事業
鳩山泉井地区 太陽光発電施設建設のための住民説明会 質疑回答

令和3年11月28日（日）15:00から泉井集落センターにて行われた説明会時の質疑について回答をします。

質疑：調整池が空の状態からあふれるまでの総雨量はいくつになるか

回答：調整池の計画は埼玉県林地開発許可基準取扱い要綱を基準とし、1ヘクタールあたり 700 m³溜めます。

調整池のオリフィスから一切の放流がない場合の満水までの総雨量は、時間あたり 50mm のゲリラ豪雨が約 35 時間降り続いたときになります。（約 3900mm）
実際は時間あたりの降雨が 50mm を越えても前後の時間は半分以下であることが気象庁のデータからも読み取れます。

施設の運用開始からは定期的に施設内の排水側溝、調整池、流末側溝の管理を行い、雨水があふれることのないよう努めます。

質疑：斜面にふとん籠の設置は可能なのか

回答：ふとん籠の設置には小型の重機での搬入で作業が行えます。

またふとん籠自体を安定させるため、松杭等を設置してふとん籠のずれ止めとして使用します。

質疑：目詰まり等による交換の時期はどうするか

回答：目詰まりの防止のため、施工時に吸出し防止材を設置します。またふとん籠のずれが発生していないか、施設の定期点検時に見回りを行います。

令和3年12月2日

株式会社 ウィンフィールドジャパン



泉井地区 住民説明会 質疑応答

令和3年11月28日(日)

15:00~16:30

泉井集落センター

開会挨拶・進行 [REDACTED]

事業者挨拶 (株式会社 ウィンフィールドジャパン [REDACTED])

設計説明 [REDACTED]

・事業説明書の読み上げ、設計図面にて説明を行った。[REDACTED]

<質疑応答>

住 民：既に説明されていると思いますが、地権者との連携はきちんと出来ているのか。

事業主：地権者は3名おりまして、我々の方から進捗状況等含めて、相談・報告しながら、期間も含めて一緒に進めております。

住：今、説明している程度のことを地権者にお話してあるわけですか。

事：ここまで詳しいお話は今日が初めてですが…

住：(地権者の方は) 了解しているのですね。

事：もちろんです。

住：これ以上の話はしていないけれども、了解していると。

事：はい、了解しております。

事・コンサル：きちんと契約しております。

住：先程、協定書の問題が出てきましたよね。そういう時に果たして実際にそれが運行できるのかどうか、ということが問題になるだろうと予想されますので質問している訳です。

事：そこはご安心いただければと思います。

住：我々は近くに住んでいる者なので、地形とかそういうのは見て分かっているのですが、それが文章にされていると返って分からなくなってしまう場合があるのです。話を聞いた方が分かるとい

うようなことがあるのです。今の話を聞いて、そういうことがきっと出来ているかということを確認したかった。

事：はい、ありがとうございます。

■：他になければ地区外の方の質疑はございますでしょうか。

住：ふとん籠という方法、盛土をする時の断面図はどんなものに有効なのか、それから調整池は浸透するタイプではなくて、溜めておくタイプということですが、お願いたします。

設計：ふとん籠とは、よく河川とかで、法面の崩れたところなどを処置する為に設置されている物です。

■：金網の中に石が入っている塊ですね。

設：ふとん籠を設置する箇所は造成を行いませんので、既存の斜面のところに設置するとここから崩れようとする物に対して、ここで止めますので崩れにくくなることと、雨水も中が石なので抜けられます。そういう対策にはなっています。

断面にということですが、盛土を行う現況を段々に掘削します。段々にすることで元々の斜面よりも接着面が広くなるので、盛土が崩れにくくなる、滑りにくくなる方法としています。今回の調整池は浸透ではなくて、水を溜めて、ある程度の量まで達したら、オリフィスという穴から放流するという計画の調整池です。

■：冒頭の挨拶で説明させてもらった熱海ですが、なぜ土砂崩れが起きるのかという考え方なんですが、知る限りの仕事の話をさせてもらうと、沢が流れている、湧き水がある山のところを、木を切って、伐根して、切った木を放り投げておいて、その上に土を盛ったわけです。何年もかけて。約10年です、ニュースにも出ていると思います。沢があって、湧き水が出ているところに、切った木を倒して、腐って、沈んでいくんです。中がスカスカになるんです。上にどんどん土を重ねていく。見た目はきれいに段切りが出来ていても、中がスカスカなわけです。それが鉄砲水で落ちたのが熱海の現状です。

僕ら工事をやる人間からすると、一番皆さんに勘違いされやすいのが、「金儲けだろう」。確かにそうです。そうなんですが、諸刃の剣でそんな事故が起きてしまうような工事をやってしまったら、電力会社に電気を買ってもらって初めて成り立つ事業なんです。自分の工事現場が崩れるような工事をしてしまったら、もちろん皆さんにご迷惑をかけたり、死人が出るなんて問題外なんです。だからそんなことを行政さんが許してくれません。30センチ毎に転圧で固めていく。そして土を盛る。また固めていく。しかも土量の計算、地質の状態、水がどういう状態で浸透していくかという検査を徹底的に今回やっています。かなりの金額をかけてやっています。でも人間が作ることなので完璧なことは絶対ないです。皆さんご心配している部分に一番該当することだと思うんです。だから、それでも崩れた時の為にふとん籠であり、擁壁を組むであり、スト

ツバー、ストッパー、ストッパーという考え方で設計するしかないんです、山を切るということは。

皆さんのが住宅街として見ているこの地域、住宅地というのは元々山か谷なんです。そこを切っていく時に、必ず転圧して、段切りして、出刃基礎を打って、コンクリートの土台を作り、木を積み重ねて、家を建てているわけです。基本的には太陽光も同じ考えです。ただし、水がどう流れてくるかっていう計算がとても難しいことと、なるべく盛土をしたくないわけです。盛ると結局固めてやっていく作業が出てくるので、なので目の前にある太陽光をご覧になると、地成りに張っていると思うんです。あの地成りに張っていくのは見栄えは良くないです。本当は事業主からすれば、ビシッと並べて真っ直ぐ張りたいんですが、その都度その都度の地形の状態、水がどこを通ってくるのかということを踏まえて、ああいう地成りに張る方法も中にはあります。

なので、絶対に安心してくれというようなことを説くつもりは全然ないです。ただ僕らとしては気を付けて、とにかくこうなっても大丈夫なように、でもそうならないよう行政さんにチェックしてもらって、審査してもらうわけです。ということだけはご理解いただけだと、僕もサラリーマンでこういう仕事をさせてもらっているんで、騙して何とかということは有り得ないんです。熱海をご覧になれば、逃げてまわっていると思われるんですけど、ワイドショーのカメラから。有り得ないですよね、崩れる状況を作り出す工事をやっているわけですから。中がスカスカの状態でどんどん上に盛っていくなんて工事はここにいる事業主他、誰一人有り得ない工事だと思いますから。なので、そういうことがないように皆さんとお約束をし、先程おっしゃっていた協定書をどこまできちんと皆さんと締結して、一番近隣のご自宅の方は個別に伺って、こうなったらどうするかということをきちんと話をして、協定を自治会さんと個別の一番近いご自宅の方にいろいろ注文をつけてもらって、できる範囲のことをお約束させてもらえればという風に思っています。

住：今秋の飯能の阿須山中で、大変な自然破壊が起きているんですけども、そこは10万本の木を切って更地になっている。今回この場合は、何本くらい切って、造成森林とあるが、何本くらい植えるのか、それを詳しく教えていただきたい。

■：面積の表示になってしまっているんですよね。

住：はい、そうなんです。ですので何本くらい切って、何本くらい植えるのか。いろいろ説明されますが、要はやはり木が保水の役割を成して地滑りがないような形になっているわけですがも…

■：いや、違いますそれは。

住：伐採するのか、しないのか。

■：伐採します。

住：しますね。で、何本くらいきるのか…

■：ただ一概に保水能力と木の本数とは一致しません。

住：それはもちろんです。それはいろんな立地条件がありますから簡単には言えないです。でも、木を切ると保水能力が減るのではないか。

■：違います。林業事務所に聞いていただければ分かりますが、林野庁でも構いません。よく我々の所にくる、環境反対の方のご意見を、誠意を持って聞くようにしているんですが、二酸化炭素を吸収しなくなるんですね、木を切ると。でも木は、夜、自分の二酸化炭素を出しているんです。毎日アマゾンの上流で、東京ドーム 10 個分のような伐採をすれば地球環境にもろに影響を与えるのは、これは否定しません。ただ林野庁が木を売るために造設して、作った木。手が入っていて、枝払いをして、きちんと根っこが付いて、保水できるような状態になっている所は土砂崩れがないんです。そして手が入っている所は、林野庁の鳶の人たち、山を守る山守さんたちが入れるということは、河川に水が流れるルートがあって、河川の横に全部擁壁の石、先程言ったふとん簾がきちんと入っていて、水の流れが出来ているから山が維持出来るんです。手が入ってない山は崩れます。言いります。だから一概に木があるから保水能力が…

住：100%ではないですよね。

■：100%ではなくて数値が…林野庁の森林総合研究所という所で数値が出てます。

住：その可能性は高いと言っても、100%ではないと思うんですけども…

■：100%ではなくて、手が入っている山は土砂崩れがないという根拠が、林野庁の森林総合研究所、日本で一番権威のある山を守っている、緑の状態を調べている機関のホームページに出ているんです。だから一概にではないです。

住：今回はこの土地に何本の木を切って、何本の木を植えるのか聞いています。答えてください。

設：中を歩かせてもらったのですが、間隔が広い所と、竹が、森林とはいえ十分中に入り込んでいたりする所なので、面積がだいぶ変わるので、1000 本から切ることになります。造成森林としては 883 本の植樹を行う計画になっています。

住：1000 本切って、883 本植えると。

設：1,000 本は超えると思うのですが、それくらい（伐採する）。ざっくりですが。

小さいものなので少し細かく植えるような設計になるので、どうしても 883 本緑地を。それとは他にまた緑地という形で草とかの種子の吹き付けを行います。

■: 林地開発の 25%残置森林を残せという全体の命令があるんですね。それが先程言つてた保水能力を絶対維持する面積なんです。それに対して、先程私が冒頭にお話しした残置森林と造成森林を合わせて 49%弱残すということが、この保水の先程おっしゃっていた部分をより残したいという考え方です。手を入れた形の木ですから。

住: 1,000 本から切るということか…

■: ただそれは切られる数なので、もっとありますから切らない木が。残しますので 5 割近くを。水掛け論になってしまいますが、極端なことを言えば。ただ手が入ってない山と、入っている山とでは全然意味が違うのは間違いではないですか。

住: 毛呂山の場合は、山を崩して、谷を掘って、真っ平にして、赤土が見えているんですね…

■: それは許可が出ているんですか。

住: 許可が出ているんですよ。それが不思議なんですよ。それを自分で調べると、裏を取って。裏の裏をいく裏道をいろいろやって、そうして許可を…

■: 普通は許可出ないはずですよ。

住: 今は出ないですよね。だけど許可が出て、前市長が率先してやった事業だったんです。

■: いつの話か分からないですけども…

住: つい最近です。

■: 今は日本中、8月3日の土石流以降、お達しが出ているんです。

住: 8月3日の土石流があったからそれを推進した前市長は敗れているんです。それを反対した市長が勝ったんです。だからこれからどう直していくか大問題になっているんです。ここはそうならないように、話し合って…

■: ちゃんと 5 割近くを残すという目標の数字を、林発の審査で見られますので、それを勝手に今お話しのように「2 割しか残ってないじゃない本当は」では許可が出ませんから。そこは大丈夫です。

区長: この件に関しまして、■さんの方から説明をいただいて、営農組合の組合長が丁度水曜日辺りから天気が悪くなるということで、営農組合が大豆の刈り取りをすることになりました、今日から 4 日間で何とかやつつけようという風なことですから。

他にも、今、お話をあったため池や、他にもまだあるんですが、冠水になって、そこも溢れるんですけども、その奥にもう一個ありますて、町の方に言って、そこを再度利用できるようにというような提案をしました。そこには事業地の溜まった水を、常時水が引けるような開発をしてほしいというお願いをさせていただきました。

その中で先程、■さんたちと協定を結んだり、個々の訴えを聞きましたけれども、南側に2軒の民家がある。事故がないような工事をするというご説明ですが、こんな折ですから、ゲリラ豪雨、どこまでいっても100年に一遍なのか、200年に一遍なのかという話になりますから、そういった時の為に、地元に誠意を尽くす観点から、約束をするという風な話ではありました。今日この話を聞いて、是非そこにお住いの方に二点程貼り付けてありましたけれども、そこには心配の尽きぬことがありますから、安全な工事はもちろん必要なことではないかと思いませんけれども、有事の際には不測の事態ということが先程も言ったと思いますが、ぜひ不通な約束事、誓約書だか契約書だか分かりませんけども、町の意見等々、町の法の梁を下に、常にご配慮をいただきながら、有事に対する保証、こちらについては約束をしていただければと思います。私、この近郊の区長をしております■と申します。ぜひ一つお願ひいたします。

■・事：よろしくお願ひいたします。

■：自治会さんとの協定誓約と、一番近い隣接の方には、私が直接伺うか、設計の方で伺って、「この案はどうでしょうか」と早急に事業者の許可を取って、交渉役をやらせてもらいますので、内容を見てもらって、いろいろ見るようにさせてもらいます。やるという前提です、もちろん。いろいろご不満、ご不安な点があると思いますが、聞きながら作るという形を取らせてもらいます。

他にありますか。なければ地区外の方の質問をお願いします。

住（地区外）：先程の伐採の話なんですか？でも、伐採しても保水力は落ちないということでしたけれども、それはこの場所でもそう言える何か確証があるのでしょうか。

■：それは国の林地開発の基準で、先程も申し上げた全体の面積の中の25%を残してくれという科学的な数値に基づいた発言です。林地開発というのは、森林の法律があるんですね。環境省、それから治山課という各県から出ている国の法で管轄している、ここが一番厳しい審査なんです。これ以外に、例えば産廃処理場、病院、ホスピス、老人ホームを作る。こういった時にこの森林法にかかっている山々の所は何%入っているかとなると、林地開発の防災に則った審査基準の申請をしなくてはいけないです。この水準が25%森林を残しなさいよというルールなんです。これはどなたに聞いていただいても、国の法律です。これに対して、今回は地形的なものもありますが、50%弱残すということです。それが根本的な理由です。だから絶対とか言うつもりはないです。ただ国で出されている基準の25%の面積の森林率、これが人造であろうと、残置森林であろうと、これに対して50%弱残しますということが根本的な根拠になっています。こういう言い方しかできないです。申し訳ないですが。

住（外）：森林法は環境省ではなくて、農水省…

■：あ、農水省です。ごめんなさい、おっしゃる通りです。

住（外）：50%残すのは分かったのですが、今の保水力が落ちないという証拠はどこにあるのかということをお聞きしたいんですけども。

■：残置森林が数字上で言いますと、1.7426haなんですね。そこに造成森林、先程言った植え直す部分が4.411ha。足すと4.4735ha。48.81%になるんですけども。残置森林そのものが、1.7426ということは、今の山の状態で、全く手を付けない状態のパーセンテージが38.95%。ですから国で定めている、もちろん先程の方がおっしゃっていたように地質だとか条件によって違いはあると思います。ただ国がそれを基に審査するわけです。この残地の中で保水力なども含めて、大丈夫なんだろうか。これは全部審査基準なので。それが今お話しした通り、25%に対して38.95%残すということが根本的な保水として審査を受けるということなんです。国の法律なので、内容のことはだからどういう根拠かと言われても、そうとしか我々はお答えできません。法律で定められていて、なぜ基準になっているのかといえば、それを林野庁と治山課の方で判断する数字なので。それを信用してやらないと性善説として捉えていただければ。それを基に審査を受けるわけですから、ダメならダメという審査の結果が来るでしょうね。充分にそれが確保出来ているという数字の出し方で、我々設計するので。だから根拠はと言われても、それはお答え出来ないです。

住（外）：保水力がどれくらい落ちるのかというのは分かっている。

■：国の方で分かっています、もちろん。だからこの数値を出しているんです。

住（外）：100%今引いてない状態と、50%…

■：それは先程の方に説明させていただいた通り、どのくらい手が入っているかなど、いろいろな立地条件があるんです。ただ木を保水力がいう計算の仕方はないと思います。だからあくまで造成したり、枝払いをしたり、水が流れる道を作ったりという、改修工事をしたりすることによって保水率を計算すると、ここまで残しなさいよというのが25%なんです。もちろんおっしゃっていた通り、立地の形だとか、どういう木の生え方だとか、いろいろあります。それを基に審査基準を受けています。要するにテストされているんです。図面も写真も全て出します。で、地質調査。その木が埋まってる土が岩盤までどのくらいの距離で、どういう水みちで、どういう浸透の水準で水が引き通っていくか。それを全部数値に出しています。それを専門分野ではないですが、テストにかかるように設計したのがこの形なんです。国がそれを基に保水率をいいだろ、ダメだろうと判断する数字が25%なんです。そう捉えていただくしかないです。

住（外）：わかりました。

住（外）：国の決まりはわかるが、それだけではない。一番近くに住んでいる人たちにわかるよう、素人の住民にもわかるよう説明を行ってください。

■：もちろんです。隣接の方へ伺ってご説明を行います。

住（外）：先ほどの模型で、南側の二軒についてだが、調整池の場所が南側ならわかるが、北側というのが理解しがたい。

設：図面を参考し説明する。

造成は南にむけているが排水勾配は南から北側へ行くように勾配を取っています。

住：南側の住民だが、50年前の崩れたときの怖い思いをした。

水穴があつて今も下から水が流れている。

自宅のそばまで崩れた土砂が来て字の方たちが手伝ってくれて取ってくれた。

U字溝も敷設してあるが、台風時には滝のようにあふれてくるので怖い。

図面みて、水は調整池に行くと聞いても信じられない。

設：実際の山は頂点から谷に向けて集まっていますが、造成した箇所は調整池へ集まるので残置森林部分しか集まらないことになります。

よって流れ出る水は少なくなります。

住：それは言っても怖いです。

設：町が作った土留めも古くなっているだろうからふとん簾で補強をするとした計画です。

住：本当にそのようになるのか

■：そこを伺って意見をききたい。それが先ほどいったお話を聞いて協定を結ぶということです。

住（外）：現実にあちこちに太陽光施設があることを知った。

どの施設もちゃんとしているところだけではない。

残置 25%あればいいとかだけの問題ではない。

地元の方々が安心、安全に暮らしていけるか事業者は考えているか。

■：じゃ原発はどうかとなってくるのだが、自分も福島の南相馬と富岡で太陽光の仕事をしているが、帰村率は0.8%です。原発は排水先のないトイレと同じだよねと。原発の依存率は7割だと原発の担当者にきいたことがある。

区長：地元の説明会として今日がある。その内容として班長会議にかけている。

今回の説明については■さんから事前に話をきいて、組合長や前区長と話をきいて、排水の流れについても意見を言って要望を聞いてもらって、ため池へも水を溜められる計画としてもらった。

■さんの説明を聞く限り今までより南側に流れる水は減るだろうと、工事がちゃんとできれば。私から見てもそのように思う。

ぜひ事業主さんには協定を守ってもらって安全な工事をおこなってもらう。

皆さんのお意見がなければ区長としては説明終了でいいのではないかと思うが地元の皆さんいかがですか。

住：一点だけ。答えがでないかもしれないが、以前におきた土砂崩れは急斜面だった。

そこにふとん籠の設置は可能でしょうか

またどのくらいの時間で調整池があふれるのか。

設：19年の雨が日当たり312mmで時間当たり36mm、20年の雨で日当たり106mmで時間あたり56mmの降雨量になっています。

時間あたりの雨量は変わってきます。

調整池は余水吐きの計算があり二段階にリスクを考慮して溜める計画です。

住：調整池が空だとして、そこから溜まった水があふれるまでの総雨量、ふとん籠が目詰まりした場合はどうするか、あとで区長に回答ください。

設：わかりました。

住：パネルの寿命はどのくらいか

事：基本的なメーカー保証は20年です。しかしメンテナンスでも状態はかわります。

住：また20年後に取り換えるのか

■：国の方針は決まっていないが、20年後に撤去してリサイクルするのか、続けるのかはまだ決定でないです。

■：他になければ本日はこれで終了させていただきます。

この後なにかあれば説明書に■の連絡先が書いてあるので連絡ください。

近接住民の方には個別に伺います。

事：本日はありがとうございました。

s h -1 a 太陽光発電所事業に係る住民説明会

日時 令和 3年 11月 28日 (日)

午後 3:00~

場所 泉井集落センター

1. 開 会

2. 事業者あいさつ

3. 計画概要説明

4. 質疑応答

5. 閉 会

s h-1 a 太陽光発電所事業
説明会 受付

新型コロナウイルス対策のため緊急連絡用の
住所及び氏名の記載をお願い申し上げます。

※記載された個人情報は他の用途には使用いたしません。

2021.11.17

s h -1 a 鳩山町泉井太陽光発電所計画

事業計画説明書

令和3年11月

株式会社 ウィンフィールドジャパン

【事業者紹介】

この度、鳩山町泉井地区にて太陽光発電所を計画している、株式会社 ウィンフィールドジャパンと申します。

弊社は、世界的目標の脱炭素社会の中で、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて、「再生可能エネルギー」を主軸として太陽光発電所の企画・設計・施工をトータルでプロデュースし、協業パートナーと共に日々取り組んでおります。

本事業の実施にあたりましては、効率的に且つ効果的に遂行できるよう、用地の確保・資材搬入・工事施工までの一連の工程を各分野の専門である協力会社と連携した体制の構築を図っております。

これまで弊社では、その体制を基軸として、全国的に太陽光発電所を設置し、埼玉県以外にも千葉県、茨城県、山梨県、三重県、愛媛県など地元自治体や地元住民の方々の協力を頂きながら実績を重ねてまいりました。

今般の太陽光事業の計画に関しましても、事業の規模や防災対策などをご説明させていただき、泉井地区の皆様のご意見などを参考にさせていただきながら、安心かつ安全を考慮した事業を進めていきたい考えです。

【事業計画概要】

① 事業用地（地番、総面積）

所 在 地：埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字原 1245、1246-1、1247-1

公簿面積：44,730.0 m²（実測面積：44,735 m²）

② 土地利用面積

項目	面積(m ²)	率(%)	備考
施設用地	6,135	13.71	
パネル用地	12,027	26.89	
管理通路	546	1.22	
排水施設・浸透池	1,212	2.71	
キュービクル	2	0.01	
造成緑地	2,309	5.16	
残置森林	17,426	38.95	
造成森林	4,411	9.86	
擁 壁	151	0.34	
堤 体	516	1.15	
合計	44,735	100.00	

③ 発電出力とパネル設置枚数

発 電 量：1731.6kW AC 2471.0kWp DC

パネル枚数：4576 枚 (540kWp)

④ 防災措置（雨水対策）について

本件事業用地は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の「急傾斜地崩壊危険区域」、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律の「土砂災害特別警戒区域」には指定されておらず、太陽光発電設備の設置禁止区域には該当しません。その上で、防災対策を万全にすべく、以下の措置をとります。

敷地全体の現況流域は、既存のため池が存する北側区域と隣接に住宅が存する南側区域に分かれています。

本計画における雨水排水は、基本的に造成する南側流域の雨水を、排水側溝や配管を行って、北側流域内に設ける調整池に集中させます。

その中で具体的な防災対策として、南側流域の雨水が側溝を超えて地区外に流出しないように、造成面の低地部に「雨水流出防護擁壁」を設けて強制的に側溝に集水させるとともに、過去に崩壊した痕跡が残る斜面地にふとん籠を新設するなど、特に南側に存する住宅への被害防除対策に配慮した計画としています。

本計画で設置する防災調整池は、埼玉県林地開発許可基準に従って1/5年確立の降雨量に対応する施設規模（約2490m³※以上）とします。

※2490m³とは約3反歩の土地に1mの水深のため池があるイメージです。

⑤ 調整池施設に対するボーリング検査の実施

本計画における調整池堤体は、岩盤上若しくはそれに類する土質上に設けることが前提となることから、その基礎地盤の状況把握のため、地質専門業者

が現地ボーリング試験調査を実施して確認しております。

（鳩山町役場：産業環境課へ地質調査報告書を提出予定）

⑥ 想定外降雨量及びゲリラ豪雨の対応策

本計画では、想定外降雨量及びゲリラ豪雨対策として、調整池内に約1000m³の余裕を確保しており、堆砂量も含めた必要調整容量2492m³に対し、3420m³の貯留が可能な施設としており、通常降雨の約1.37倍程度の降雨量にも対応できる規模とします。

⑦ 時間当たりの滯水規模（埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例参照）

a) 埼玉県県北ブロックの滯水量基準値

県北ブロック $V_a = 700 \text{ m}^3/\text{ha} \cdots \text{貯留量}$

$V_z = 300 \text{ m}^3/\text{ha} \cdots \text{堆砂量}$

$V_b = 0.4704 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha} \cdots \text{浸透量}$

(本計画では浸透は使用しない。)

b) 一時的なゲリラ豪雨対策

ゲリラ豪雨に対応できる施設とするため調整池容量に約 1000m³ (1000 t) の余裕を確保しています。

これは、例えば本計画における緑地・森林を除く造成面積約 2.0ha に 1 時間 50mm のゲリラ豪雨が発生した際に、その 1 時間 雨水量を全く下流に放流できなかったとしても滞水させるだけの余裕を確保しているということになります。 ※ $V=20000 \times 0.05 = 1000 \text{ m}^3$

⑧ 造成に関して

パネルを設置する箇所は切土、盛土の造成を行うことになります。

当該地の地質はローム層、粘性土層、泥岩層となっており、盛土に使用するのは主に泥岩層となるためスレーキング試験を実施し盛土材として適しているかの判断を行います。適切でないと判断された場合は敷地内の材料と混合、ないし、適切な材料と配合して盛土材とします。

切土面積 1.3472ha

- ・切土材のスレーキング検査を行う
- ・盛土を行う箇所は段切りを行う

盛土面積 0.9108ha

- ・30cm 毎の巻き出し及び十分な締固めを行う
- ・盛土を行う箇所は暗渠排水管を設置し、浸透水、湧水の処理を行う

⑨ 景観に関して

パネルを設置する周りには残置森林を設けており、パネルが見えにくいような配置としております。

埼玉県林地開発許可申請及び鳩山町太陽光発電設備の設置に関する要綱等の関係法令に従って進めてまいります。

⑩ 工事中における公道利用について

本事業地までの道路は「通勤、通学時間」はもちろん、「大型車両が通行」する際には交通指導員を配置して安全を確保いたします。

周辺の道路状況については施工時に写真記録し、本工事が原因と思われる破損が生じた場合は破修繕することをお約束します。

また工事車両の出入りに際しタイヤにて道路が汚れないよう、洗浄や敷鉄板など状況に応じた対策を図ります。

工事時間は9:00から17:00とします。

⑪ フェンスの高さ、植樹しての外観

施設外周には、事故防止と防犯対策のため、高さ1.80mのフェンスを設け、出入口には施錠の門扉を設けます。

また、パネルと外周境界の間には、10m以上の離隔を確保し、管理道路、フェンス、植栽帯を設けることで、既存の住宅に対する圧迫感をなくすような配置計画を心がけます。

⑫ キュービクルからの音量

メーカーからのテスト結果を開示します。

通常、余程近づいて聞かないと音は聞こえない設計です。

⑬ 保険内容（災害時、事故時の対応方法）

保険会社概要、詳細契約内容を開示します。

万が一の、物損他、本発電所が起因の事についてカバーされている内容となります。